

辰野町プレミアム付商品券

よくあるご質問 Q & A

【辰野町プレミアム付商品券の概要について】

Q1：辰野町プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。は全部で何セット？総額いくら販売しますか？

- ・販売セット数は2万セットを用意しています。
- ・発行総額は2億6千万円、販売総額は2億円です。

【参考：R3】販売1万セット（発行総額：1億3千万円、販売総額：1億円）

Q2：商品券はいくらで購入できますか？また、いくら分になりますか？

- ・1セット1万円でご購入いただき、1万3千円分のお買い物にご利用いただけます。

Q3：商品券1セット当たりの内訳は？

- ・1,000円券13枚（一般商店専用券10枚＋一般商店・大型店共通券3枚）を1セットとして販売します。

【商品券の申し込みについて】

Q4：商品券の申し込み方法は

- ・商品券のお申し込みは不要です。
- ・令和4年10月1日（土）～10月14日（金）
令和4年9月1日に町の住民基本台帳に登録がある世帯主が購入対象者です。
令和4年9月16日に世帯主に発送する購入引換券（ハガキ）で購入できます。
1世帯につき2冊、最大20,000円まで町内郵便局で購入できます。
- ・令和4年10月17日（月）～11月30日（水）
居住地・年齢などの制限はなくどなたでも購入できます。
1回につき1人2冊、最大20,000円まで町内郵便局で購入できます。

【商品券の受け取りについて】

Q5：町内郵便局販売

- ・令和4年10月1日（土）～10月2日（日）9:00～17:00
※世帯主に届く購入引換券（ハガキ）をお持ちください。
- ・令和4年10月3日（月）～10月14日（金）平日9:00～17:00
※世帯主に届く購入引換券（ハガキ）をお持ちください。
- ・令和4年10月17日（月）～11月30日（水）平日9:00～17:00
※期間内であっても売り切れ次第終了となります。

Q6：商品券を購入する際に必要なものは？

- ・購入金額分の現金をお持ちください。なお、領収書は発行されませんのでご了承ください。

Q7：商品券を購入する場所は？

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策もあり、町内5カ所の郵便局（小野・川島・宮木・辰野・羽場）とさせていただきます。
- ・町内郵便局で令和4年10月1日（土）から11月30日（水）まで販売します。
※期間内であっても売り切れ次第終了となります。

Q8：商品券の購入に電子マネーやクレジットカードは使用できますか？

- ・使用できません。現金のみの取り扱いです。

【商品券の使用について】

Q9：商品券はどのお店で使えますか？

- ・町内にある取扱各店舗でご利用いただけます。
- ・取扱店にはポスターを掲示します。
- ・8月31日までに登録した店舗については、パンフレットと公式サイト（tatsuno-premium.jp）に掲載します。8月31日以降に登録した店舗は、公式サイトに随時追加掲載します。
- ・商品券を購入いただく際に、8月31日までに申し込みがあった取扱店舗の一覧パンフレット

トをお渡しします。

- ・この商品券事業は、町民の皆様にも経済回復へのご参加をお願いして、辰野町を元気にする取り組みですので、ぜひ幅広い店舗でのご利用をお願いします。

Q10：商品券の有効期間は？

- ・令和4年10月1日（土）から令和5年1月31日（火）迄です。
- ・有効期間を過ぎると無効になり、払い戻しはできませんので、お早めにご使用ください。

Q11：商品券使用時におつりはできますか？

- ・おつりはできませんので、額面以上のお買い物にご使用ください。

Q12：1店舗または買い物1回当たりの商品券使用上限額はありますか？

- ・上限は設けていませんが、使用前に各加盟店舗にご確認の上ご使用ください。

Q13：商品券で購入した場合、各店のポイントカードにポイントは貯まりますか？

- ・各店舗のサービスについては、お買い物をする際、お店にご確認ください。

Q14：商品券とクレジットカードは併用できますか？

- ・お手数ですが、お買い物をする際、お店にご確認ください。

Q15：商品券の使用対象外とするものはありますか？

一般的な商品券事業の例や本事業の趣旨から下記のような支払いは対象外とします。

- ・国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道、社会保険診療報酬等の公共料金）
- ・事業活動に伴う仕入れ商品等の購入
- ・有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・電子マネー等へのチャージ料金
- ・当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造た

ばこの購入

- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業、及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い
- ・家賃、地代の支払い
- ・その他取扱加盟店が特に指定するもの（詳細は各店舗でご確認ください。）

Q16：その他、商品券を使用する際の禁止事項はありますか？

以下の行為は禁止させていただきます。

- ・商品券を他人に売却すること
- ・商品券を担保に供し、または質入れすること
- ・商品券を偽造、複製すること
- ・その他本事業の目的に相反するすべての行為

【商品券の紛失・汚損等】

Q17：商品券を紛失してしまいました。

- ・商品券の再発行はできませんので、大切にお取り扱いください。

Q18：汚損した商品券は使用できますか？

- ・交換はできませんが、券面の面積が 5 分の 4 以上残っていればそのまま使用できます。

Q19：商品券が冊子からはずれた場合は使用できますか？

- ・使用できます。